特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項及び黒部市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成27年条例第39号。以下「条例」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確知できないため、同法第22条第10項及び同条例第19条第２項の規定により公告する。

令和８年１月16日　黒部市長　武隈　義一

１　建築物の所在等

住所　黒部市生地字上町230番地

構造　木造瓦葺２階建

２　所有者等に命じる必要な措置の内容

１の建築物については、軒が腐朽・破損していることや屋根ふき材が破損している状態であり、隣接する民家や周辺の道路に落下物や倒壊のおそれをもたらしており、当該状態が「そのまま放置すれば保安上危険となるおそれのある状態」に該当しているため、当該建築物の全部を除却し、適法に処理すること。

３　措置の期限　令和８年１月30日

期限までに措置が行われない場合は、黒部市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者が措置を行う。その場合、措置に要した費用を所有者等から徴収する。

４　黒部市役所の掲示場への掲示

この公告の内容は、黒部市公告式条例第２条第２項に規定する富山県黒部市三日市1301番地の黒部市役所の掲示場において掲示する。

農業協同組合法第73条第４項で準用する同法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和８年１月16日

大分県知事　佐藤樹一郎

記

農事組合法人耶馬渓グランハ
　大分県中津市本耶馬渓町西谷1624番地の２
農事組合法人佐藤農園
　大分県宇佐市大字赤尾3284番地
農事組合法人中津藩米穀生産組合
　大分県宇佐市大字上敷田840番地の２
農事組合法人昌果園
　大分県宇佐市大字南宇佐1101番地
農事組合法人青葉
　大分県竹田市直入町大字長湯7773番地２
農事組合法人報恩会
　大分県竹田市荻町木下1456番地
農事組合法人ゆふいんふるさと農業振興会
　大分県由布市湯布院町中川335番地１
農事組合法人山茶花
　大分県由布市湯布院町川西4242番地
農事組合法人なみやなぎファーム
　大分県由布市湯布院町川上534番地
農事組合法人大分バイオマス循環事業センター
　大分市大字奥田字河原畑296番地４
農事組合法人丸山養豚場
　大分県臼杵市野津町大字原2112番地
農事組合法人広瀬水利組合
　大分県杵築市山香町大字広瀬607番地の１
農事組合法人山口水利組合
　大分県杵築市山香町大字内河野1654番地の２
農事組合法人東米麦生産組合
　大分県杵築市山香町大字小武451番地の１
農事組合法人グリーンランド九重
　大分県玖珠郡九重町大字田野1712番地の101
農事組合法人中部農園
　大分県玖珠郡九重町大字田野1712番地の101
農事組合法人吉富ブロイラ組合
　大分県日田市大字友田2557番地の２
農事組合法人九重高原ミンク生産組合
　大分県玖珠郡九重町大字田野1368の34番地
農事組合法人九重畜産組合
　大分県玖珠郡九重町大字松木161番地の１
農事組合法人川部模範牧場
　大分県玖珠郡玖珠町大字大隈989番地の５